



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1412 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)
- 1413 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1414 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1415 生活保護法による指定医療機関の辞退 (福祉保健総務課)
- 1416 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 1417 救急病院の認定 (医務課)
- 1418 " ( " )
- 1419 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 1420 保安林の指定予定の通知 ( " )
- 1421 保安林予定森林 ( " )
- 1422 " ( " )
- 1423 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成19年和歌山県告示第83号)の変更 (資源管理課)
- 1424 和歌山県漁業調整規則による聴聞 ( " )
- 1425 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1426 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1427 新道路の供用開始等 ( " )
- 1428 道路の区域変更 ( " )
- 1429 新道路の供用開始 ( " )
- 1430 道路の区域変更 ( " )
- 1431 新道路の供用開始等 ( " )
- 1432 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公安委員会告示

- 65 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施
- 66 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 公告

- 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)
- " ( " )

### ○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県御坊警察署)
- " (和歌山県橋本警察署)

## 告 示

和歌山県告示第1412号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社粉河石油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
紀の川市粉河454番地の1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成19年10月26日

### 和歌山県告示第1413号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年2月13日まで縦覧に供する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年12月13日
- 2 名称  
特定非営利活動法人こじかランド
- 3 代表者の氏名  
若野良子
- 4 主たる事務所の所在地  
日高郡美浜町和田2111番地の55
- 5 定款に記載された目的

この法人は人間形成の基礎を培う乳幼児期の子供達や働く母親に対して、親と子供の保育や、子育て支援に関する事業を行い、個々に応じた保育の指導を重視し、保護者のニーズに応え、また同時に地域の子育て支援の役割を果たし、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1414号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年12月18日指定した。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛Kissラブキス 1月号	19147-01	笠倉出版社
コミック	絶対恋愛スウィート 1月号	15557-01	笠倉出版社
コミック	Young Love Comic アヤ 1月号	18815-01	宙出版
コミック	恋愛天国パラダイス 1月号	09675-1	竹書房
コミック	恋愛白書ハニームーン 1月号	19626-1	宙出版
コミック	ポシェット 1月号	18103-1	小学館
月刊誌	実話ドキュメント 1月号	05267-1	竹書房
月刊誌	決定版! XX 1月号	13319-1	ミリオン出版
月刊誌	漫画実話ナックルズ 1月号	18421-1	ミリオン出版
雑誌	お宝ガールズ 1月号	02257-01	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 1月号	15279-01	コアマガジン
月刊誌	特冊新鮮組DX 1月号	06681-1	竹書房
月刊誌	ジェイスパーク 1月号	86257-01	トライマックス
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社
月刊誌	スコラ 1月号	15401-1	スコラマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1415号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
日歯38-6	岡本歯科医院	日高郡日高町高家642-3	平成19.12.10

和歌山県告示第1416号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南薬34-19	有限会社ヤマモト薬局	海南市名高537-9	平成19.12.3

和歌山県告示第1417号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第1418号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4番31号
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第1419号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字月ノ盛1023の2、1030の3から1030の10まで、1032の2、字柳生谷1034の3・1042の2・1042の3・1045の1・1046の2・1049の2・1049の3(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、1034の5、1034の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1420号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)

号)第30条の規定により告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字西原字大熊386

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大熊386(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立  
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め  
る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面  
及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町  
役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1421号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26  
年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字羽又  
4515の1・4515の5(以上2筆について次の図に示す部分に  
限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字羽又4515の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立  
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め  
る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面  
及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町  
役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1422号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26  
年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字  
小匠字土木1236、1243、1244

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土木1236・1243(以上2筆について次の図に示す  
部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面  
及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝  
浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1423号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法  
律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生  
物資源の保存及び管理に関する計画(平成19年和歌山県告  
示第83号)の一部を平成19年12月14日付けで変更したので、  
同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次  
のように公表する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、  
海草振興局産業振興部産業総務課、有田振興局産業振興部  
産業総務課、日高振興局産業振興部産業総務課、西牟婁振  
興局産業振興部産業総務課及び東牟婁振興局産業振興部産  
業総務課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1424号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)  
第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項  
の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成20年1月4日(金)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地  
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者  
(1) 氏名 梅本育男  
(2) 住所 和歌山県有田市宮崎町484番地1  
(3) 漁業許可 なし  
(4) 許可番号 なし  
(5) 船舶名 恵比須丸(WK2-5327)

和歌山県告示第1425号  
測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)  
2 作業期間 平成19年12月20日から平成20年3月24日まで  
3 作業地域 和歌山市

和歌山県告示第1426号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市黒江字市場町536番地先から同市黒江字市場町541番3地先まで	旧	4.00 } 5.10	25.35	
同上	新	7.30 } 9.00	25.35	

和歌山県告示第1427号  
平成19年和歌山県告示第1426号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中上ミ443番6地先から同町大字浜ノ宮字中須道ノ下93番3地先まで	旧	4.20 } 9.90	900.00	国道42号と重用 L=110.60 川関橋 L=29.00
同上	新	4.20 } 9.90	900.00	同上
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中上ミ443番6地先から同町大字浜ノ宮字中須江崎84番1地先まで	新	7.67 } 18.55	815.00	那智勝浦古座川線と重用 L=395.00 片山橋 L=13.30

和歌山県告示第1429号  
平成19年和歌山県告示第1428号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須ユリ口11番2地先から同町大字浜ノ宮字下モ片山310番3地先までの延長95.00メートルについては、平成19年12月28日から供用を開始する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1430号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。  
平成19年12月28日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道  
2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

東牟婁郡古座川町池野山字下ノ和田107番1地先から同町高池字大和田871番1地先まで	旧	6.25 } 11.25	505.00
同上	新	6.25 } 11.25	505.00
同上	新	7.75 } 13.30	390.00

和歌山県告示第1431号

平成19年和歌山県告示第1430号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1432号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(中型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 教習指導員審査(普通二種)	教習に関する技能及び知識	平成20年2月6日(水)から同年2月8日(金)までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(中型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(大型二種) 技能検定員審査(中型二種) 技能検定員審査(普通二種)	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成20年1月8日(火)から同年1月16日(水)までの毎日(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本

の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2963	岩出市桜台36番の一部、36番1の一部、38番の一部	和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 19.12.14	6.00 6.00	39.30 44.15

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第65号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年12月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書(申請場所所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメ

ートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話 073-473-0110 内線363)

和歌山県公安委員会告示第66号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年12月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習の区分、期間、場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第4号の業務(以下「4号警備業務」という。)に係る警備員指導教育責任者講習	平成20年2月15日(金)から平成20年2月22日(金)までの土曜日及び日曜日を除く6日間(各日も午前9時から午後5時まで)	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	10名

2 講習の対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成20年1月23日(水)及び平成20年1月24日(木)の午前10時から午後5時までの間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)

エ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

3により、事前申出を受付された者は、平成20年1月30日(水)から平成19年2月1日(金)までの午前9時から午後5時までの間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(2) 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2に該当することを誓約する誓約書及び履歴書 各1通

(3) 手数料

34,000円(手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。)

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号:073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日

までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
岩出都市計画道路（3・3・2号押川船戸線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県岩出市押川字川口、字風吹  
根来字洞尾、字家廻り、字中溝  
川尻字木殿
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
岩出市事業部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成20年1月7日から平成20年1月21日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成19年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、桃山都市計画及び貴志川都市計画下水道（紀の川中流域下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県岩出市中島字鷺ノ瀬、字川添
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
岩出市事業部都市計画課  
紀の川市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成20年1月7日から平成20年1月21日まで

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年12月28日

和歌山県御坊警察署長 宮崎 見 一

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金130,000円 (裸金)	平成 19年11月23日	美浜町和田 (路上)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年12月28日

和歌山県橋本警察署長 田村 敏 行

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金102,000円 (裸金)	平成 19年11月26日	橋本市古佐田 (施設の駐車場)